

諏訪排水樋管 操作要領

目次

- 第一章 総則（第一条－第二条）
- 第二章 樋管のゲート操作の方法等（第三条－第五条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条

多摩川 諏訪排水樋管（以下「樋管」という。）のゲート操作については、この操作要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第二条

樋管のゲート操作は、多摩川の洪水・高潮及び遡上した津波による逆流を防止し、流域住民の生命や財産を災害から防御することを目的とする。

第二章 樋管のゲート操作の方法等

（ゲートの操作方法）

第三条

中部下水道事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の点検・修繕・操作訓練時または震災等の影響により排水不能になり樋管から逆流が予想されるとき、樋管のゲートを閉にできるものとする。

（操作等に関する記録）

第四条

所長は、樋管のゲートを操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った連絡及び周知の状況
- (5) その他参考となるべき事項

（点検及び整備）

第五条

所長は、樋管及び樋管のゲートを操作するための機械、器具等については、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

附則

本操作要領は、平成27年4月1日から施行する。